

ナショナルサイクルルート制度検討小委員会 設立趣意書

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第9条に基づき、平成30年6月8日に自転車活用推進計画が閣議決定されたところ。

同計画の目標の一つでもある「サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現」のためには、走行環境整備やサイクリストの受入環境整備等の推進により、インバウンドにも対応した質の高いサイクリング環境を目指すとともに、サイクリングルートについて、我が国を代表するナショナルサイクルルートとしてブランド化を図り、サイクリングイベントの開催等とも連携したプロモーションに取り組むことにより、国内外のサイクリストの全国各地への誘客を図る必要がある。

このため、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートについて国内外へPRを図る「ナショナルサイクルルート」の創設に向けて、インバウンドにも対応した走行環境や、サポート体制等受け入れ先として備えるべき要件、情報発信のあり方等について専門的な見地から検討する「ナショナルサイクルルート制度検討小委員会」を「自転車の活用推進に向けた有識者会議」の下に設置することとする。

なお、小委員会の事務局は、自転車活用推進本部事務局に置くものとする。